

「ひがしまつやまプライド」募集要項

I. 概要

事業者が誇りをもって生産、製造、加工したものを、行政と関係団体が連携して支援することにより、市の知名度の向上及び地域経済の活性化とシティセールスの強化を図り、市内事業者の更なるステップアップへつなげるため、「ひがしまつやまプライド」認定制度を新たに設け、がんばる事業者を応援します。

II. 認定申請について

1. 申請資格

- ① 市内に本店、支店、事業所のいずれかを有する法人、団体又は個人
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 代表者等が暴力団員又はその関係者でないこと

2. 申請対象品

市内で生産、製造又は加工された「農産物」「製造品」「加工品」とします。

ただし、東松山の特産品として認知されているものは、この限りではありません。

※認定は一度の審査会につき3～5品程度とします。

3. 申請期間

令和2年12月1日（火）～令和3年2月1日（月）

4. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに事務局（東松山市商工観光課）へご提出ください。

※一度の審査会につき、1事業者（個人・法人・団体）1商品の申請とします。

※申請時に2年後の売上等目標値を設定していただき、その達成が2年後に次の部門へ挑戦する要件となります。

III. 対象となる商品及び認定について

1. 品質基準（次の基準を全て満たしているものを認定対象とします。）

① 原材料

発がん性物質、中毒性物質や環境、生命、健康等に悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用していないこと

② 構造

- ア 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと
- イ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要強度と耐久性をもつこと
- ウ 大量生産する場合においても生産品質が安定していること

③ 関連法規・業界自主ガイドライン

産品に関連する法規（※1）及び各業界の自主ガイドライン（※2）の基準を満たしていること

（※1）例：日本工業規格（JIS法）、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）など

（※2）例：玩具安全基準など

2. 認定方法

次の認定方法により、別に定める基準に基づき審査します。

（1）1次審査（書類審査）

提出された申請書類に基づき審査を行います。

(2) 2次審査 【令和3年2月17日(水)開催予定】

ひがしまつやまプライド認定審査会によるプレゼンテーション審査を行います。

※詳細は後日連絡します。

IV. 審査後の予定

1. 発表 【令和3年2月下旬予定】※結果は市のホームページにも掲載します。
2. 認定式【令和3年3月開催予定】

V. 認定期間

認定の日から起算して2年間を経過した日以後の最初の3月31日まで

VI. 認定後の扱いおよび特典

1. 認定された商品については、東松山市・東松山市商工会・(一社)東松山市観光協会により積極的に情報発信を行います。
2. 市内外におけるイベント等への出展を行います。
3. ひがしまつやまプライド認定証を交付します。
4. ひがしまつやまプライドの認定マークを掲示し、販売することができます(認定シールは1,000枚まで配布します)。

VII. 提出書類

1. ひがしまつやまプライド認定申請書(様式第1号)
2. 申請品の写真(カラープリントしたもの、サイズは任意、5枚まで)
3. 第三者の有する資格及び優良商品表彰歴等がある場合はその写し又は確認できる書類
4. その他任意の書類(カタログ、パンフレット等、5枚程度まで)

次の留意事項をご確認ください。

※提出していただいた申請書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写などお取りください。

※申請書の作成及び申請品の制作等、申請に係る費用は申請者の負担となります。

※必要に応じて事業所等を訪問させていただくことがあります。

※申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。

※審査結果に対する個別の問い合わせには一切お答えできません。あらかじめご了承ください。

VIII. 申請先・問合せ先

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

東松山市 環境産業部 商工観光課

TEL: 0493-23-2221(代表) FAX: 0493-23-7700

E-mail: SHOKOKANKOKA@city.higashimatsuyama.lg.jp